総社市出張所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年１０月２８日

総社市長　片　岡　聡　一

総社市規則第３９号

総社市出張所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

総社市出張所条例の一部を改正する条例（令和８年総社市条例第５２号）附則に規定する施行期日は，令和８年１１月４日とする。